

# ほうじん 鳥栖

2021  
第97号  
9/15



URL <https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/tosu/>  
E-mail [tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp](mailto:tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp)

令和2年度佐賀県遺産認定

## 山田のひまわりとハゼノキ景観 (みやき町簗原)



みやき町山田地区は、清らかな寒水川の流れ、豊かな水田、秋に鮮やかに色づくハゼ山といった里山景観を地区で守り育んできました。生産調整により休耕田となった棚田の風景を守っていくため、平成13年度に地域住民で組織する任意団体「山田のひまわり園」が、ひまわり園を開設し、昨年で開園20周年を迎えました。11月初旬から中旬にかけて開花させることで「秋に咲くひまわり」として、近年では開園期間に2万人以上の観光客が訪れています。ひまわり園から望める鷹取山は、秋にはハゼの紅葉で彩られます。この地域では、江戸時代より佐賀藩の奨励によりハゼが多く植栽され、ハゼロウは佐賀藩の大きな財政基盤となっていました。現在は住民団体「みやき町はぜ保存協会」がハゼ山を整備・管理し、山田地区のハゼノキ景観を保全しています。

(みやき町企画調整課・みやき町観光協会)

- ◆ 「みやき町山田のひまわりとハゼノキ景観」紹介 …01
- ◆ 第9回定時総会・会長あいさつ ……02
- ◆ 鳥栖税務署 署長就任あいさつ・幹部職員紹介 …03
- ◆ 令和3年度税制改正のあらまし ……04、05
- ◆ 令和3年度新役員紹介 ……06
- ◆ 公開講演会、スタートアップ研修会 ……07
- ◆ 会員企業紹介 ……08
- ◆ 新規加入会員紹介、インターネットセミナー ……09
- ◆ 福利厚生制度創設50周年 副会長・厚生委員長挨拶…10
- ◆ 法人会福利厚生制度〔協力3社〕 ……11、12、13
- ◆ 税務署からのお知らせ ……14

# 第9回 定時総会 (令和3年5月20日木曜日)

公益社団法人鳥栖法人会の第9回定時総会を正会員741名中316名(当日出席37名、委任状279名)の出席、林清貴鳥栖税務署長、永松秀章鳥栖税務署法人課税統括官、鳥飼秀巳九州北部税理士会鳥栖支部長のご臨席を得て開催。

今年度は役員改選の年で、総会の席上、理事39名、監事2名を承認。総会後に開かれた臨時理事会で、会長に橋本健男氏(株ハシモト保険センター)が再任された。(新役員はP6に掲載)

新型コロナウイルス感染拡大により3回目の緊急事態宣言発出となり、佐賀県でも感染数の7日間平均が30名を超える状況であったことから、急遽、総会記念講演会、会員交流懇親会を延期しての開催となった。

総会では、第1号議案令和2年度決算承認の件及び監査報告、第2号議案役員改選案承認の件が審議され、いずれも満場一致で可決。令和2年度事業報告、令和2年度事業計画及び収支予算が報告された。表彰式では会長表彰2名、特別功労者表彰4名、会員増強運動表彰16名、福利厚生制度表彰に支部表彰1支部、個人表彰2名と、多くの方が表彰された。

## 令和2年度 貸借対照表 (単位:円)

科目	令和元年度	令和2年度	増減
流動資産	5,543,027	6,736,319	1,193,292
固定資産	12,349,319	12,358,829	9,510
資産合計	17,892,346	19,095,148	1,202,802
流動負債	127,140	114,656	△12,484
固定負債	0	0	0
負債合計	127,140	114,656	△12,484
負債及び正味財産合計	17,892,346	19,095,148	1,202,802



ごあいさつ

公益社団法人鳥栖法人会  
会長 橋本 健男

今年度の役員改選で、代表理事・会長の重責を再び仰せつかりました橋本でございます。微力ではありますが、会員の皆様や関係ご当局のご支援ご指導をいただきながら職責を全うしたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大によって、事業に大きな影響を受けている皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、公益事業である「社会貢献活動」や「租税教室」が中止となる中、管内の小学校6年生に「税の啓発冊子」と「世界の消費税クリアファイル」を配布し、税の学習に役立てていただくなどの事業活動を実施することができました。また、会員拡大については年間で33社の新規入会となり、2年連続で30社を上回ることができました。これらは会員、役員の皆様方の当会の運営に対する深いご理解と、会の活動に積極的に参加いただいたお陰です。心より感謝申し上げます。

今年度もコロナ禍の中、様々な制約を受けての各事業活動となり、厳しい状況は続きますが、会員の皆様と一緒に鳥栖法人会を盛り上げてまいります。

最後に、会員の皆様方のご健康とご繁栄をお祈りいたしまして、私のご挨拶といたします。



鳥栖税務署林署長祝辞



鳥栖法人会会長表彰



鳥栖法人会特別功労表彰

税知識の向上を図る鳥栖法人会



## 着任のごあいさつ

鳥栖税務署長  
高田 信行



本年7月の定期人事異動により、鳥栖税務署長を拝命いたしました高田です。

私は、鳥栖税務署の勤務は初めてですが、当地は、筑後川、脊振山系の自然と、吉野ヶ里遺跡をはじめとする歴史的文化遺産にも恵まれ、また、鉄道や国道、高速道路など、交通の要衝として多くの企業、工場が進出するほか、その利便性からベッドタウンとしての機能を併せ持ち、素晴らしい環境と活気あふれる地域であり、このような場所で勤務できることをとても光栄に思っております。

公益社団法人鳥栖法人会並びに会員の皆様おかれましては、日頃から税務行政につきまして、深いご理解と格別のご理解を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済及び社会活動に多大な影響がでておりますが、そのような中にありましても、鳥栖法人会におかれては、十分な感染防止対策を講じ、各種研修会等を通して税知識の普及及び納税意識の高揚に努められるほか、地域の活性化に向けた社会貢献活動などにも熱心に取り組まれておられます。

これもひとえに、橋本会長をはじめ、役員の方々、事務局、そして会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であると心から敬意を表す次第であります。

ところで、国税庁では今般の新型コロナウイルス感染症による社会全体の意識の変化や、行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、年末調整に係る情報提供体制について見直しを図り、令和3年分以降は国税庁ホームページによる情報提供など、デジタル技術を駆使した方式に変更し、全国一律で年末調整説明会は実施しないこととなりましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、本年10月1日からは令和5年10月に導入される消費税仕入税額控除の「適格請求書保存方式」いわゆるインボイス方式の導入に伴う登録申請の受付が開始されます。

私どもとしましては、制度の円滑な実施に向けて周知・広報に引き続き取り組んでまいります。私どもの力だけでは到底なし得るものではございません。

税務行政のよき理解者として、今後とも鳥栖法人会の皆様のお力添えをいただき、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鳥栖法人会の今後益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業の更なるご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

## 鳥栖税務署幹部職員等紹介

(令和3年7月10日) 敬称略

役職名	新		旧	
	氏名	前任地 役職	氏名	新任地 役職
署長	高田 信行	沓岐税務署 署長	林 清貴	福岡国税局 課税第二部 法人課税課長
総務課長	中村 孝則	諫早税務署 総務課長	中島 賢道	長崎税務署 特別調査官 (開発調査担当)
総務係長	吉原 譲	(留任)	吉原 譲	(留任)
管理運営・徴収部門 統括官	山田真山美	(留任)	山田真由美	(留任)
個人課税第一部門 統括官	平田 宗彦	伊万里税務署 個人課税部門 統括官	福田 雅代	小倉税務署 個人課税第一部門 統括官
個人課税第一部門 統括上席	中島 健太	福岡国税局 課税第一部 個人課税課 実査官	沢川 史哉	福岡国税局 課税第一部 審理官付 連絡調整官
個人課税第二部門 統括官	横山 公江	(留任)	横山 公江	(留任)
法人課税部門 統括官	永松 秀章	(留任)	永松 秀章	(留任)
法人課税部門 調査官 (法人会担当)	岡田 正洋	博多税務署 特別国税調査官 (法人税担当)	山田 昌子	福岡税務署 法人課税第一部門 上席

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

# 令和3年度 税制改正のあらまし

令和3年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

## Ⅰ 法人税関係

### 1. 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

【改正の内容】

対象	本則税率		特例による軽減税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

＜適用時期＞

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されました。

### 2. 中小企業向け投資促進税制等の延長等

#### (1) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が、新品の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却（30%）または税額控除（7%、資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り）ができる中小企業投資促進税制について、対象業種等を追加した上で、適用期限が2年間延長されました。なお、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限（令和3年3月31日）をもって廃止されました。

【税制上の措置】

区分	資本金3,000万円以下の法人、個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超1億円以下の法人
特別償却	取得価格×30%	
税額控除	取得価格×7%	—

＜対象者及び対象業種＞

- ①対象となる指定事業に以下の事業を追加
- イ 不動産業
  - ロ 物品賃貸業

ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）

②対象となる法人に商店街振興組合を追加

③対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

#### (2) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取引した場合の特別償却（即時償却）又は税額控除（10%、資本金3,000万円超の中小企業者等は7%）について、経営資源集約化設備（D類型）を追加した上で、適用期限が2年間延長されました。

＜適用時期＞

(1)(2)の改正は、令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

### 3. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の適用要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

### 4. その他

- (1) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長
- (3) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設
- (4) 研究開発税制の見直し
- (5) 賃上げ及び投資の促進税制に係る税制の見直し
- (6) 繰越欠損金の控除上乗の特例の創設
- (7) 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設
- (8) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

## Ⅱ 所得税関係

### 1. 退職所得課税の適正化

勤続5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、現状の退職給付を踏まえ、勤続5年以下の法人役員等以外の退職金についても、「2分の1課税」を適用しないよう退職所得課税の適正化が図られます。

【改正の内容】

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、「2分の1課税」を適用しないよう見直されます。

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の残額 300万円 以下の部分	300万円 超の部分	
5年以下	適用あり	(改正前) 適用あり (改正後) 適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

<適用時期>

令和4年分以後の所得税について適用されます。

## 2. 住宅ローン控除の特例の見直し

【改正の内容】

住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間（注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末）に契約した場合、令和4年末までの入居者が適用対象とされました。また、延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については面積要件を緩和し、床面積40㎡以上50㎡未満（原則：合計所得金額3,000万円以下、床面積50㎡以上）の住宅も対象となるよう見直されました。

<適用時期>

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

## Ⅲ 資産税関係

### 1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

【改正の内容】

後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でない時でも、この制度の適用を受けることができます。

- ①被相続人が70歳未満（改正前：60歳未満）で死亡した場合
- ②後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

<適用時期>

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

### 2. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

親や祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者：0～30歳未満で合計所得金額が1,000万円以下）名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、受贈者ごとに1,500万円が非課税となる制度です。

【改正の内容】

贈与者死亡時の残高（改正前：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く）するよう見直されました。また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続財産に2割加算が適用されます。

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

親や祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者：20～50歳未満で合計所得金額が1,000万円以下）名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円（結婚関係費用は300万円）が非課税となる制度です。

【改正の内容】

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続財産に2割加算が適用されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられます。

<適用時期>

令和5年3月31日まで適用期限が延長されました。ただし、(1)(2)の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、(2)の受贈者の年齢要件は令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

### 3. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

【改正の内容】

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年度の非課税限度額と同額に引き上げられます。

(2) 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

【改正の内容】

受贈者が贈与を受けた年の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合については、住宅用家屋の床面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満（改正前：所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50㎡以上）である住宅についても適用できるように見直されました。

<適用時期>

令和3年1月1日以降に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

（全法速発行「令和3年度税制改正のあらまし」より抜粋）

令和3年度

# 新役員紹介

(任期 令和3年5月20日～  
令和5年5月総会開催日)

						
会長 橋本 健男 ㈱ハシモト保険センター	副会長 古賀 義治 ㈱古賀製麺	副会長 牟田 正明 牟田建設㈱	副会長 齊藤 恭宏 ㈱鳥栖橋内タクシー	副会長 田口 英信 田口電機工業㈱	副会長 松尾 政博 ㈱マツコー	専務理事 小田 伸司 (公社)鳥栖法人会
						
常任理事(総務委員長) 古賀 久登 鳥栖商工会議所	常任理事(共益委員長) 山津 浩善 ㈱セントラルゴルフ練習場	常任理事(公益委員長) 大島 弘三 ㈱大島組	常任理事(公益委員長) 藤永 正広 ㈱フジショウ	常任理事(厚生委員長) 中村 忠昭 ㈱昭和電設工業	常任理事(税制委員長) 永原 則昭 ㈱魚喜	常任理事(女性部会長) 藤永 美喜子 ㈱フジショウ
						
常任理事(青年部会長) 陣ノ内和見 ㈱陣内工務店	常任理事 鳥飼 秀巳 九州北部税理士会鳥栖支部	理事 田代 勝久 久光製薬㈱	理事 大坪 寛 ㈱大同工務店	理事 横尾 和浩 ㈱ヨコオ	理事 江上 和正 ㈱ニシキ	理事 山下 幹夫 鳥栖倉庫㈱
						
理事 片山 明至 ㈱中央軒	理事 鐘ヶ江伸哉 西日本リビング㈱	理事 藤田 昌大 ㈱ふじた	理事(基山支部長) 鳥飼 善治 鳥飼建設㈱	理事 大石 忠徳 サンポー食品㈱	理事(中原支部長) 牟田 彰三 ㈱フジクラ	理事(三根支部長) 江頭 孝之 ㈱ダイニチ
						
理事 野田 初志 ㈱割烹松屋	理事(上峰支部長) 山口 裕久 山口産業㈱	理事 空閑 彰彦 ㈱三田川ダイハツ	理事(吉野ヶ里支部長) 伊東 和孝 ㈱トーワインダストリー	理事 福山 和彦 ㈱アイテク	理事 宮原 章彦 ㈱ミヤハラ物流	理事(神埼支部長) 吉原 俊樹 ㈱大阪屋
						
理事 永沼 功 ㈱ルーキー	理事 岡村 良浩 ㈱岡村建設	理事 井上 義博 ㈱井上製麺	理事 弟子丸靖宏 ㈱弟子丸建設	監事 浦 勉 九州北部税理士会鳥栖支部	監事 野中 良司 ㈱大石膏盛堂	どうぞ よろしく お願い いたします。

税知識の向上を図る鳥栖法人会

## 公開講演会

### ジャーナリスト 須田慎一郎氏



3月11日(木) ホテルピアントスにて、「そこまで言って委員会NP」ほか多数のTV番組でお馴染みのジャーナリスト須田慎一郎氏を講師に「コロナ後の日本経済」を演題として講演会を開催しました。当初は1月26日を予定していましたが、新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言もあり延期となっていました。講演では、TVと変わらない歯切れの良い口調で、予定時間を20分超過して、今後の景気動向予測をわかりやすく解説していただきました。

令和3年度

## スタートアップ教育研修会



### 管内企業21社45名が受講

今年度の新入社員を対象とした「スタートアップ教育研修会」を、4月7日(水) 烏栖商工センターにて開催。昨年に引き続き、3密をさけるため、定員数を半分、受講時間を半日に短縮し、午前の部、午後の部に分けて開催しました。出席者は「ビジネスマナー(講師:松木孝子氏)」「企業のコンプライアンス(講師:原弘安氏)」について受講。烏栖商工会議所他と共催。

## 社会貢献活動



4月25日(日)  
神埼支部

長崎街道門前広場で開催の「かんざき神幸食フェスタ」に15名で参加。会場へは全員、除菌ミストの通過、手指消毒、検温、住所氏名等の記入など様々なコロナ感染対策を実施しての入場となりました。

ステージでは消防音楽隊による演奏や小中学生のダンスや合唱が行われるなか、「税の啓発冊子、タックスフロントとけんたくん」と水切りネットの袋詰めを準備。橋本会長挨拶の後、来場者に400セットを配布しました。2日間でのべ6,000人の来場者(主催者発表)

## 公開講演会

### 評論家 石平氏



7月28日(水) ホテルピアントスにて、評論家の石平氏を講師に「中国の国際戦略と日中関係」の演題で、毛沢東時代から習政権までの覇権主義戦略とその変貌、領土問題・歴史問題の行方と日中関係の今後などを解説いただきました。石平氏は、来場者と気軽に会話されるなどとても気さくな方でした。

当初は、5月20日の定期総会前に予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となっていました。会員及び一般88名が受講。

## 有限会社 鳥飼製作所

【所在地】佐賀県三養基郡基山町大字園部2527 - 5  
 【TEL】0942 - 92 - 3154 【FAX】0942 - 92 - 0953  
 【資本金】500万円 【従業員数】14名  
 【代表者】鳥飼慶一  
 【営業種目】金属機械加工



本社社屋・工場



全身除菌装置「ジョッキーくん」⇒

昭和37年先代社長(鳥飼幸市)が鳥飼鉄工所として鳥栖市本鳥栖町で創業開始。

10年間個人で営業を続けた後、昭和47年に基山町長野の工場団地に工場を建設移転と同時に法人化。有限会社鳥飼製作所として各種産業の機械設備の部品製作加工を主として町内外の客先からの注文に対応しています。

また、機械設備を充実して素材から溶接、旋盤加工、縦横マシニング加工、ワイヤーカット加工、フライス加工、円筒平面研磨加工、各種表面処理(外注)まで一貫した製作を行っています。平成11年に代表取締役を現鳥飼慶一に交代して経営を継承、平成29年5月に先代の夢だった生誕の地である現在地(園部)に工場を新設移転し現在に至ります。

当社の営業方針として顧客のニーズに応えるという事を第一の目標として営業活動を実践しており、単品から量産品まで幅広く対応致します。これからも信用と信頼という気持ちを大切に事業を展開していきます。

事業継承も進めています。若い技術者を養成し事業継続していく事により、永く顧客ニーズに応える事が出来ると考えています。随時若い力を募集しており、機械加工に興味のある方は是非ご一報下さい。

今後、益々顧客のニーズに応えるべく努力をして参ります、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 佐賀国際重粒子線がん治療財団 (サガハイマツト)

【所在地】佐賀県鳥栖市原古賀町3049番地  
 【TEL】0942 - 50 - 8812 【FAX】0942 - 81 - 1905  
 【HPアドレス】saga-himat.jp  
 【資本金】(基本財産)4,600万円 【従業員】63名  
 【営業種目】重粒子線がん治療(放射線治療法)  
 【経営理念】心と体にやさしいがん治療をめざします。  
 【基本姿勢】サガハイマツトは2013年8月から治療を開始しました。



(財団) 理事長  
中川原 章



治療室C

2016年に「骨軟部腫瘍」、2018年には「前立腺」と「頭頸部」が公的医療保険の適用となりました。これは、重粒子線がん治療の有用性が認められた形になりました。

2018年以降は、毎年患者数が増えていき、2020年度は前年度の1,052人を上回る1,131人となりました。サガハイマツトには入院施設がありません。これは、重粒子線治療が痛みが無く、身体への侵襲がほとんどないからです。また、これまでの放射線療法(エックス線・ガンマ線)に比較して、照射回数が半分以下で済みます。このため、患者さんは家庭あるいは会社を中心としたQOL(生活の質)を変えることなく、ストレスのかからない日常を送りながら、治療を受けることが可能です。サガハイマツトは、患者さんの社会生活を崩すことなく、最先端のがん治療を提供してまいります。

鳥栖法人会では「会員紹介」のページを募集しています。掲載ご希望の方 0942-82-5400 までご連絡下さい。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト・納付利用希望の届出が必要です。※届出後の届出日から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出など  
の手续がインターネットで  
行えます。

e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税の  
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

電子申告で  
効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



# 新規会員紹介

事業所	代表	住所	業種
テックエンジニアリング 株式会社	轟 則雄	鳥栖市曾根崎町1269-3	石油製品販売
株式会社 九電工 鳥栖営業所	中野 卓哉	鳥栖市神辺町70-1	設備工事業
海郷 株式会社	水頭 元嘉	鳥栖市水屋町1934-1	水産物輸出入販売
株式会社 真生工業	大塚 翔太	鳥栖市曾根崎町1478-13	コンクリート工事業
株式会社 イワヤ塗装工業	岩谷 弘章	鳥栖市元町1149-1	塗装業
浦勉税理士事務所	浦 勉	基山町けやき台2-4-11	税理士
鳥飼秀巳税理士事務所	鳥飼 秀巳	基山町宮前185-2 ハピネス基山ステーション202	税理士
株式会社 フカミヤ	深見 泰真	上峰町大字前牟田713-2	中古車販売
株式会社 エス・ティー・エンジ	武宮 信裕	神崎市千代田町用作1959-196	製造・建設設備
株式会社 エス総建	江口 卓	神崎市千代田町姉1642	解体業
有限会社 徳島景画	徳島 良平	神崎市神崎町志波屋2116-1	造園業
医療法人 栗並医院	栗並 昇	神崎市神崎町枝ヶ里76-1	医療法人
有限会社 貞鳥運送	貞鳥 成善	神崎市神崎町横武192-3	土木工事業

\*入会ありがとうございました。

お知らせ



第35回法人会

## 全国青年の集い 佐賀大会

令和3年11月25日(木)・26日(金) 開催!

会場 佐賀市文化会館・SAGAサンライズパーク総合体育館

主催：公益財団法人全国法人会総連合、全国法人会総連合青年部会連絡協議会

主幹：一般社団法人佐賀県法人会連合会、佐賀県法人会連合会青年部会連絡協議会

全国の青年部会会員が  
佐賀の地に集う一大イベント

## 鳥栖法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **鳥栖法人会** で **検索**

現在配信中のオススメセミナー

オススメ

渋沢栄一の「論語と算盤」で  
未来を拓く 公開期限：12月末まで



コモンズ投資株式会社 会長 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 渋澤 健

セミナー名	講師	分數
社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	滝川 裕明	110分
会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
「話で語る事業承継」 第1回 これからの時代に求められる 社長交代の心得と考え方	二家 健	35分
ダイバーシティが イノベーションを促進する	長月 博	27分
テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」 活用セミナー(3)	久原 健司	25分
ウィズコロナ時代 リアル店舗のマスク管理	五味 栄里	110分

視聴用ID・パスワードは

会員ID:hj3503 パスワード:5400

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約600本のセミナーがご覧いただけます。

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

## 法人会福利厚生制度 創設50周年

～想いをつないで50年 会員企業を守りたい～

法人会の  
福利厚生制度  
50th



公益社団法人鳥栖法人会  
所管副会長 田口 英信



公益社団法人鳥栖法人会  
厚生委員長 中村 忠昭



会員の皆様には、平素より会の運営、活動に、格別のご支援、ご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。まず、今般の新型コロナウイルス感染症に感染された方々やそのご家族、事業活動や日常生活で不安のなかにおられる皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、全国法人会総連合（全法連）が昭和46年に創設した会員企業のための「経営者大型総合保障制度」は今年50周年を迎えました。この制度は、会員企業の経営者が病気や事故で倒れた場合でも、企業が安定して事業活動ができるよう、法人会独自の制度として誕生しました。当時の生命保険は保障額200万～300万円の養老保険が主流でしたが、この制度は経営者が万一の場合に、最高1億円の保障を受けられるという画期的なものであったため、新聞にも取り上げられたと聞いております。さまざまな商品名は時代の変化に伴い、変更や廃止となっていますが、この「経営者大型総合保障制度」は50年間変更されることなく、時代に即した内容の変更を行いながら、会員企業の企業防衛制度として多くの会員の方から支持されています。会員の皆様方におかれましては、50周年のこの機会に、制度の趣旨をご理解いただき、内容を充分ご検討され、活用をしていただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、これからも引き続き法人会福利厚生制度に対する皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には、かねてより厚生委員会活動に格別なご理解とご協力を賜り、心より厚く感謝を申し上げます。新型コロナウイルスの影響で会員各社の皆様方には日々大変なご苦勞をされていることと思います。被害を受けられた皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

さて、厚生委員会では、会員企業の経営基盤の安定に寄与する「法人会の福利厚生制度」をより会員の皆様に理解していただき、制度の周知と普及推進を行い、会員サービスの充実に努めております。主な法人会の福利厚生制度は、企業向けとして①経営者大型総合保障制度②ビジネスガード、個人向けとして③がん保険④医療保険などがあります。これらの制度は会員企業の皆さまが安心して事業活動に専念できるよう役立てていただけるものと確信しております。「経営者大型総合保障制度」は全法連が“会員企業を守りたい”という思いから50年前に誕生し現在に至っており、鳥栖法人会では300社（令和3年3月末）の会員の皆様に採用いただいております。

また、ビジネスガードは237社、がん・医療保険は145社と多くの会員・役員・従業員の皆様にご利用いただいている制度です。

これらの制度の詳細説明につきましては、各受託保険会社の制度推進員が対応をさせていただきますので、ご自身の企業にあった制度の導入をこの機会にぜひ、検討いただきますようよろしくお願いいたします。

福利厚生制度 [協力会社]

 大同生命

  
AIG損保

 アフラック

税知識の向上を図る鳥栖法人会

# 法人会福利厚生制度 創設50周年



佐賀支社長 稲荷 龍典

『経営者大型総合保障制度』創設50周年  
『最高の安心』と『最大の満足』をお届けするために!!



平素は、「経営者大型総合保障制度」の普及推進にあたり、格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本年は、「経営者大型総合保障制度」創設50周年、また佐賀県では青年部会さまの全国大会開催と記念すべき年となりました。微力ではございますが鳥栖営業所、佐賀支社全体でお役に立てますよう取組んで参ります。

弊社推進員が、制度推進のご案内にて、ご訪問させていただきました際は面談のお時間を頂戴できれば幸いです。

今後も変わらぬご支援をいただけますよう何卒宜しくお願いいたします。

皆さまのお手伝いをさせていただきます!

## 鳥栖営業所の推進員紹介



所長 古江 健二  
皆さまから選ばれる生命保険会社を目指します!



岡野 理枝  
皆さまとの出会いを大切にします!



大隈 栄一  
皆様に寄り添い少しでもお力になりたいです。



松崎 太吉  
経営者のリスク予防策!ご相談ください。



大石 信子  
デジタル化にて、若さ保って頑張っています!



森田 賢一  
あらゆる面でお客さまのお役に立てよう頑張ります。



森 ゆかり  
皆さまのご期待に沿えるよう笑顔で頑張ります!



黒田 尚子  
たくさんの良い出会いがありますように!



馬場 舞子  
元気に頑張ります!



高山 加奈  
役立つ情報をお届けできるよう頑張ります!



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
無いつないで50年、これからも会員のみなさんと共に歩み、  
企業保障の大きな幸で会員のみなさまをお守りしております。

DAIDO 大同生命保険株式会社 AIG AIG損害保険株式会社

佐賀支社 鳥栖営業所/  
佐賀県鳥栖市元町1-246-6  
(保険第一ビル3F)  
TEL.0942-82-8238

佐賀支店/  
佐賀県佐賀市駅前中央1-8-45  
(大和生命佐賀駅前ビル4F)  
TEL.0958-26-4171

# 法人会福利厚生制度 創設50周年



佐賀支店長 横尾 泰正

会員企業をサポートする  
AIG損保のリスクソリューション  
Business Guard Series



高橋法人会会員の皆様、平素は福利厚生制度「経営者大型保障制度」並びに「ビジネスガード」に格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今年、制度発足 50 周年を迎え、新しく「企業保障プラン総合型V」を発売させていただきました。皆様のもとに推進員よりご案内があるかと思いますが、制度へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、2021 年ほうじん春号に掲載させていただきました会員企業の事業継続のためのメガトレンド7（事業の継続性を脅かしかねない7つのリスクとその回避策）をご案内しております。私どもAIG損保は、会員企業様の事業継続がお困りにならないようにリスク診断サービスを行っておりますので、併せてご利用いただけますようお願い申し上げます。

## 取扱い代理店(推進員)のご紹介



<AIG 損害保険株>  
御所 武史



<AIG 損害保険株>  
八谷 孝宏



<AIG 損害保険株>  
古川 慶介



<株式会社フォワード>  
松村 武



## AIG 損保 法人会のビジネスガード Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	<b>ハイパー任意労災</b> (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	<b>ハイパーメディカル</b> (経理災害総合保険+メディカル特約)
初期のご請求から給付金対応まで、 労務・福利トラブルに備える	<b>スマートプロテクト</b> (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	<b>ビジネスガードAUTO</b> (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	<b>STARS</b> (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える	<b>プロパティガード+企業地震保険</b> (任意財産火災・対価損害補償特約・地震・火災保険補償特約等)
個人情報漏えい事故対策 マイナンバー対応	<b>情報漏えいガード</b> (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	<b>MRP保険</b> (マネジメントリスクプロテクション保険)
食料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	<b>CPI</b> (生産物品質保険・CPI限定型)
海外進出企業向けサポートプラン	<b>ワールドリスク</b> WorldRisk

**AIG損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先  
佐賀支店

〒840-0801  
佐賀市駅前中央1-9-45大樹生命佐賀駅前ビル2階  
TEL. 0952-26-4171 FAX. 0952-26-3519  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



佐賀支社長 中山 浩志

「生きるを創る」ため

Aflac アフラック

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。アフラックでは、「がん」をはじめ、病気の治療を行う苦しみの中で、経済的な理由のために、本人やご家族の治療をあきらめることが無いように、会員の皆様に安心をお届けするよう取り組んでおります。どうぞ、皆様と従業員さまのために、今後とも変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

取扱い代理店(推進員)のご紹介

<株式会社ハシモト保険センター>



**橋本 美代子**  
お客様の幸せを願いつつコンサルティングしています。



**笠原 由美**  
お客様の声を大切にして信頼していただける営業を目指します。



**鈴木 佳子**  
私は、まだいます。



**橋本 健一**  
保険は人生で2番目に高い買い物といわれています。弊社にてじっくり比較、ご検討をお願いします！



**石井 将史**  
ご家族を守りお金を増やす方法をご案内しております。



**川田 裕**  
お客様からありがとうという言葉いただける営業を目指します。



**田中 由香里**  
そのもしも!! サポート出来る保険があります！



**中村 礼子**  
笑顔で対応!! ☆来店お待ちしております



<有限会社ヒダカ>



**関川 きよ子**  
皆様に寄り添い少しでもお力になりたいです。

<有限会社ヤスナガ保険事務所>



**音納 健一**  
推進員でございますので、お気軽にご相談下さい。

<株式会社平安堂>



**倉成 孝子**  
佐賀県民に一人でも多く安心をお届けできるよう尽力いたします。

「生きるを創る。」  
Aflac



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

(引受保険会社)

アフラック

佐賀支社

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の専業代理店が行います。

# 特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です!!

全国どこからでも参加可能な  
オンライン説明会に  
ご参加ください!



YouTube  
国税庁動画  
チャンネル



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けております。

【フリーダイヤル】

0120-205-553 (無料)

【受付時間】

9:00~17:00 (土日祝除く)

税務署にて個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。



制度の概要

お問合せが多い  
質問等随時更新



Q&A



取扱通達



申請手続

国税庁

## 消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が  
難しい場合は、  
所轄の税務署  
(徴収担当)へ  
ご相談ください。<sup>(※)</sup>

● 消費税には  
申告・納付期限<sup>(※)</sup>  
があります。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

● 申告・納付には  
e-Taxが<sup>(※)</sup>  
利用できます。

● 個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
45万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
45万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※)</sup>

- 1 法人は登録期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- 2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、毎年期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、届出期間の発生申告が必要です。
- 3 納付消費税を立金で支払った場合は、
- 4 所轄署に申請することにより、納付が済む仕組みがあります。
- 5 教育目的等に関する消費税控除が25万円以下の事業者が、「任意の申告年度を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付が不要となります。

法人会